配当公告

徳島県阿波市吉野町五条字北原五四五番地一
破産者　有限会社藍青
右の者に対する徳島地方裁判所平成二十七年(フ)第一〇七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
金四三七、一一〇、九六五円
一、配当することのできる金額
金四一、四一三、九二六円
平成二十八年三月二十五日
徳島市徳島本町二丁目三五番地
破産管財人　野々木靖人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区荒町一〇〇番地、最後の住所本籍と同じ
被相続人　亡　和田　米子
右被相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月二十五日
宮城県仙台市青葉区広瀬町三番四九号
相続財産管理人　司法書士　及川　繁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県狭山市根岸一丁目一番、最後の住所埼玉県狭山市根岸一丁目一番一一号
被相続人　亡　金子　義明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月二十五日
埼玉県所沢市日吉町一四―三　朝日生命所沢ビル八階　弁護士法人アルファ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　保坂　光彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市習志野台四丁目七六番、最後の住所千葉県船橋市習志野台四丁目七六番一九号
被相続人　亡　鈴木　信雄
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月二十五日
事務所千葉県船橋市前原西二丁目一三番一三号大塚ビル五階　牧野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山下富佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道滝川市黄金町東一丁目九番、最後の住所北海道滝川市黄金町東一丁目九番二六号
被相続人　亡　渡辺　幸子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月二十五日
東京都新宿区市谷田町三丁目二〇番八号
相続財産管理人　弁護士　橋田健次郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡大淀町大字下渕二六二番地、最後の住所　愛知県刈谷市相生町一丁目九番地セントラルレジデンス相生苑五〇二号
被相続人　亡　**廣**澤　功勝
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月二十五日
愛知県刈谷市相生町二丁目二九番地二K―ｆｒｏｎｔビル三階司法書士あいち司法＆相続
相続財産管理人　司法書士　今井　裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区若葉三丁目二〇番、最後の住所北九州市八幡西区若葉三丁目二〇番四一―三一〇号
被相続人　亡　田上　保
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月二十五日
事務所北九州市小倉北区米町一丁目一番一号　小倉朝日ひびきビル三〇三号　平和通り法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名郡三加和町大字東吉地九六七番地二、最後の住所熊本県玉名郡三加和町大字和仁二九番地二　被相続人　亡　高木　基幸
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月二十五日
熊本市中央区水道町一四番二七号ＫＡＤビル九階桜樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　北野　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県児湯郡川南町大字川南一三八八一番地四六、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　篠原　林
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年三月二十五日
宮崎県宮崎市別府町二番五号ロスモ別府ビル五〇二　相続財産管理人　石村　真

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。
平成28年３月25日
記
［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名
①有限会社フィット　②宮城県知事(4)4507　③代表取締役　山川雅子　④仙台市青葉区東勝山二丁目７番28号　⑤1000万円　⑥宮城県知事　⑦仙台市青葉区東勝山二丁目７番28号　有限会社フィット　代表取締役　山川雅子
①テス・ワールド株式会社　②東京都知事(4)74262　③代表取締役　服部拓　④東京都千代田区麹町四丁目６番８号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区麹町四丁目６番８号　テス・ワールド株式会社　代表取締役　徳田虎雄
①有限会社光山商店　②兵庫県知事(2)第11045号　③代表取締役　光山次郎　④兵庫県神戸市長田区西代通り４丁目４番１号　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県神戸市長田区西代通り４丁目４番１号　有限会社光山商店　代表取締役　光山次郎

無縁墳墓等改葬公告

墓地の適正な管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。
平成二十八年三月二十五日
一、墳墓等所在地　長野県長野市元善町四九〇
一、墳墓等の名称　善光寺一山墳墓
一、死亡者の本籍及び氏名　全六十二基共　不詳
一、改葬を行おうとする者　長野県長野市元善町六一五　善光寺天台宗一山　代表　常徳院

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年三月二十四日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
平成二十八年三月二十五日
茨城県水戸市五軒町一丁目二番五号茨城いすゞビル四階
茨城県トラック厚生年金基金
代表清算人　大川　功